

## 平成24年度の町・県民税(個人住民税)の改正点

〔扶養控除の見直し・同居特別障害者に対する障害者控除の見直し〕

	平成23年(現行)			平成24年(改正)					
	扶養区分	扶養控除額	同居特別障害者加算	扶養区分	扶養控除額	同居特別障害者加算			
扶養控除	0歳 ↓	一般	33万円	+23万円	<新規> 年少	廃止	改組 (同居特別障害者控除に加算)		
	15歳 16歳 ↓	特定	45万円					<変更> 一般	減額 33万円
	18歳 19歳 ↓				特定	45万円			
	22歳 23歳 ↓				一般	33万円			
	69歳 70歳 ↓	老人	45万円 (同居老親以外 38万円)		老人	45万円 (同居老親以外 38万円)			
	配偶者控除	↑ 69歳	一般配偶者		33万円	+23万円		一般配偶者	33万円
		70歳 ↓	老人配偶者		38万円			老人配偶者	38万円
	一般障害者控除	一般障害者控除：26万円			現行通り			26万円	
特別障害者控除	特別障害者控除：30万円			特別障害者控除(同居)		53万円 (特別障害者控除30万円+ 同居特別障害者加算23万円)			
				特別障害者控除(非同居)		現行通り (特別障害者控除30万円)			